

株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号）第 44 条第 1 項の規定による監査役の意見

国民一般向け業務に係る平成 22 年度決算報告書は、適正なものと認めます。

平成 23 年 6 月 3 日

株式会社日本政策金融公庫

監査役

野村 克文 ⑩

監査役

岩切 洋一郎 ⑩

監査役

池田 敏夫 ⑩

監査役

高橋 伸子 ⑩

株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号）第 44 条第 1 項の規定による監査役の意見

農林水産業者向け業務に係る平成 22 年度決算報告書は、適正なものと認めます。

平成 23 年 6 月 3 日

株式会社日本政策金融公庫

監査役

野村 克文 ⑩

監査役

岩切 洋一郎 ⑩

監査役

池田 敏夫 ⑩

監査役

高橋 伸子 ⑩

株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号）第 44 条第 1 項の規定による監査役の意見

中小企業者向け業務に係る平成 22 年度決算報告書は、適正なものと認めます。

平成 23 年 6 月 3 日

株式会社日本政策金融公庫

監査役

野村 克文 ⑩

監査役

岩切 洋一郎 ⑩

監査役

池田 敏夫 ⑩

監査役

高橋 伸子 ⑩

株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号）第 44 条第 1 項の規定による監査役の意見

信用保険等業務に係る平成 22 年度決算報告書は、適正なものと認めます。

平成 23 年 6 月 3 日

株式会社日本政策金融公庫

監査役

野村 克文 ⑩

監査役

岩切 洋一郎 ⑩

監査役

池田 敏夫 ⑩

監査役

高橋 伸子 ⑩

株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号）第 44 条第 1 項の規定による監査役の意見

国際協力銀行業務に係る平成 22 年度決算報告書は、適正なものと認めます。

平成 23 年 6 月 3 日

株式会社日本政策金融公庫

監査役

野村 克文 ⑩

監査役

岩切 洋一郎 ⑩

監査役

池田 敏夫 ⑩

監査役

高橋 伸子 ⑩

株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号）第 44 条第 1 項の規定による監査役の意見

駐留軍再編促進金融業務に係る平成 22 年度決算報告書は、適正なものと認めます。

平成 23 年 6 月 3 日

株式会社日本政策金融公庫

監査役

野村 克文 ⑩

監査役

岩切 洋一郎 ⑩

監査役

池田 敏夫 ⑩

監査役

高橋 伸子 ⑩

株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号）第 44 条第 1 項の規定による監査役の意見

危機対応円滑化業務に係る平成 22 年度決算報告書は、適正なものと認めます。

平成 23 年 6 月 3 日

株式会社日本政策金融公庫

監査役

野村 克文 ⑩

監査役

岩切 洋一郎 ⑩

監査役

池田 敏夫 ⑩

監査役

高橋 伸子 ⑩

株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号）第 44 条第 1 項の規定による監査役の意見

特定事業促進円滑化業務に係る平成 22 年度決算報告書は、適正なものと認めます。

平成 23 年 6 月 3 日

株式会社日本政策金融公庫

監査役

野村 克文 ⑩

監査役

岩切 洋一郎 ⑩

監査役

池田 敏夫 ⑩

監査役

高橋 伸子 ⑩